

令和6年度 第1回羽曳野市立図書館協議会会議録（要録）

日 時： 令和6年9月24日(火) 午後2時00分～午後4時00分

場 所： 羽曳野市役所 A棟中東会議室

出席者：（委員）上野会長、前田副会長、石井委員、大坪委員、菊川委員、岸委員、中野委員、畑委員、松井委員、脇谷委員 （五十音順）

（教育委員会）村田教育長、田中教育監兼生涯学習部長

（事務局）藤井中央図書館長、藤本陵南の森図書館長、白江主事、岩佐再任用職員

欠席者：なし

傍聴者：2人

●開会

（教育長あいさつ）

教育長：平素より、本市教育行政並びに図書館運営そして子どもの読書活動、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。まず始めに、第1回のこの会議の開催時期が遅くなり申し訳ございません。お詫び申し上げます。

さて、昨年度の図書館事業におきましては、新型コロナウイルス感染症が2類相当から5類へ移行したということで、図書館協議会の皆様、ボランティア団体の皆様のご協力のもと、コロナ禍前と変わらず実施することができました。この場をお借りして感謝申し上げます。とりわけイベントの開催数が、令和4年度は17事業だったのが、昨年度は2倍の37事業を開催することができました。また、皆様のご協力で、たくさんの方に図書館の方に足を運んでいただくことができました。本当に嬉しいことだと思っています。そんな中、先週17日に文化庁から「国語に関する世論調査」の結果が公表されまして、その回答において60%にあたる3人に2の方が1冊も本を読まない、いわゆる「読書離れ」が進んでいることがわかっています。5年前の調査では、45%であったと聞いておりまして、15%悪い方向で増加したということです。このことにつきましては、本市の小・中学生におきましても、同様の結果が毎年行われます全国学力学習状況調査の結果からも言われております。教育委員会としましても図書館協議会の皆様のご協力を得ながら、何とかこの負の傾向、少しでも歯止めをかけたいと思っています。読書に親しむ機会を、増やしていくことが大事なかなあと考えていますので、今日のこの協議会に関しましても忌憚のないご意見を頂戴しながら、読書活動の推進と、今後の図書館活動に生かして参りたいと考えております。本日はどうぞよろしくお願い致します。

事務局：会議録の要録を WEB 及び中央図書館にて紙ベースで公開することとともに、会議を録音することを報告。出席委員の紹介、出席者 10 名で協議会成立の報告、配布資料の案内、事務局職員の紹介。

事務局：教育長からのご挨拶にもございましたように、本協議会開催時期につきまして本来なら、6 月、7 月頃に開催をしていなければいけないところですけども、本日の開催ということで、例年よりも 3 ヶ月遅れでの開催となりました。

事務局といたしましても、重く受け止めておりまして、今後このようなことがないよう、努めて参りたいと思います。この場をお借りいたしまして、お詫びを申し上げます。

(会長あいさつ)

会長：本日はよろしくお願いいたします。

今回の図書館協議会が随分遅れたこと、昨年度、第 2 回の図書館協議会、2 月開催の議事録がなかなかアップされなくて、私が確認できたのは今日でした。

皆さんもそうかと思いますが、私とかは、前回の協議会がどういう内容であったかということを確認してから協議会に臨みたい、できれば今回のような場合は議会とかが 9 月にあるわけですから、図書館に気持ちを添えていきたいと思ってくださる議員さんがいらしたら、2 回目の協議会においてどういうことが話されたのか、そういう内容を検討して、議会に望みたいと思ってくださった方があったかもしれないのに、もうすでに議会が始まった時点での公開になったということは、かなり遺憾に思います。今後はこういうことがないようによろしくお願いいたしますと思います。

今日は、前回の図書館協議会における質問への回答、今年の 3 月に市へ提出した要望書の回答について、説明して下さると思いますので、各委員の皆さんの忌憚のないご意見を伺いつつ、図書館がより良いものに発展していきますように、みんなで協力して進めていけたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：ありがとうございます。それでは、ここからの議事進行につきましては、羽曳野市立図書館協議会運営規則第 3 条第 1 項の規定により上野会長にお願いしたいと思います。会長、本日傍聴を希望される方が 2 名おられますが、入場いただいてよろしいでしょうか。

会長：皆さん、よろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

(傍聴者 2 名入場)

会長：では、本日の議事を始めさせていただきたいと思います。令和 5 年度図書館の事業活動報告について事務局より報告をお願いいたします。

事務局：「令和 5 年度図書館業務活動報告書」に基づき説明。

会長：ご報告いただきました事業活動報告について、事前に質問が出た分も併せて説明いただいております。何か質問などございませんでしょうか。それでは、前回の協議会での質問および協議会から提出いたしました意見書についての説明をお願いします。

事務局：令和 5 年度第 2 回羽曳野市立図書館協議会におけるご質問に対する回答をさせていただきます。

(質問) 障害者サービス・多文化サービスの実態把握は？

(回答) 障害者サービスですが、羽曳野市在住の視覚障害者のうち、図書館で登録をされている方は令和 6 年 9 月 24 日の時点で 23 名おられます。取り組みとしまして、令和 5 年度から、羽曳野市内の図書館において、定期的に大活字本と朗読 CD の所蔵変更を行い、普段利用していない図書館の資料もご利用いただけるようにするとともに、中央図書館の大活字本を入口近くの棚に移し、利用しやすいように配慮しました。また、図書館職員も日本図書館協会や大阪府立図書館主催の障害者サービス研修に積極的に参加し研鑽を積んでいます。（令和 5 年度：延べ 5 名参加）令和 6 年度も積極的に研修に参加する予定であり、担当者を 3 名から 4 名に増員してサービスの充実を目指しています。イベント関連では、令和 5 年度に中央図書館において点字教室、手話講座を開催しました。令和 6 年度は中央図書館において令和 5 年度に引き続き手話講座を行います。また、陵南の森図書館において手話（初心者向け）と点字のイベントを同時開催し、デイジー機器や、さわる布絵本などを実際に触って体験できる催しを考えています。陵南の森図書館では、令和 6 年度より「わかりやすい本」としていたのを、グローバルスタンダードな「りんごのたな」という名称に変更し、りんごのキャラクター人形と一緒に並べて、より親しみやすくなるように工夫しています。また、今まで購入できていなかった布絵本を 3 冊購入しました。

次に、多文化サービスですが、羽曳野市内の在留外国人数は令和 6 年 4 月末時点で 1,515 名おられます。主な内訳ですが、ベトナム約 31%、韓国・朝鮮約 24%、中国約 13%となっています。令和 6 年 8 月 18 日(日)に陵南の森図書館において「英語のおはなし会」を講師として四天王寺大学教育学部准教授をお招きして開催し、こども 8 名、大人 9 名の計 17 名の方にご参加いただきました。また、令和 6 年 9 月 11 日(水)にはブックフェアにて英語・韓国語・中国語・スペイン語・フランス語の児童書 20 冊を購入しました。

なお、ベトナム語やタイ語の児童書については販売されていないため購入できていません。以上です。

事務局：続きまして、令和 6 年 3 月 27 日付羽曳野市立図書館協議会から提出のあった意見書の要望項目に対する回答をさせていただきます。

(要望)正規司書職員を早急に採用し、増員してください。

(回答)令和6年4月1日より司書資格を有する正規職員が1名増員されたところですが、更なる充実に向け、今後も、司書資格を有する正規職員の新規採用や、現在勤務している職員で、司書資格を有する正規職員の図書館への配置転換などを人事担当部署へ要望して参ります。

(要望)直営での図書館を堅持してください。万一、指定管理者制度の導入を検討するときは、羽曳野市立図書館協議会に事前に通知し、意見を述べる場を設定するなど、市民や市民代表の意見を反映させてください。

(回答)指定管理者制度を導入することとなる場合は、事前に図書館協議会を開催する等、ご意見をお伺いする場を設定したいと考えています。

(要望)羽曳野市立図書館の未来像について、羽曳野市のお考えをお聞かせください。

(回答)現時点（R6.9.24）で、何か決まっているということはありません。今後、公共施設における将来コストの増大に対応して、将来人口の見通しや市民ニーズ等を踏まえた施設の配置、維持管理費の縮減など、市全体の公共施設のマネジメントを推進する中で、近い将来、運営方法や施設数など「図書館のあり方」を検討していくこととなると思います。以上です。

会長：では、今の市側からの回答で、委員の皆様のご意見をお聞きしたいと思います。

なぜ図書館は公共のもの、公共直営でなければいけないのか、そういうことを聞きたいというようなことを館長さんからお聞きしました。そのことに関して詳しく、またいろいろと経験してこられた委員がおられますので、ご説明をいただきたいと思います。

委員：1つは図書館について、大抵は「図書館ってなんや」というと、本を借りるところやというような理解が多い。確かに本を貸しているのはそうなのですが、図書館の役割として何が大事かということがあるかと思うのですが、図書館を単に本を借りるだけじゃなくて、「借りる」というのは結果で、図書館そのものは人が生まれてから死ぬまで。生きるということにおいて、図書館というのはその資料と施設を使って全面的に応援、人が生きるということを応援する施設、支援する施設だというふうに思います。これは以前、日本図書館協会の理事長だった竹内サトル先生が著書「生きるための図書館」の中でおっしゃられており、まさに図書館は生きるために必要な施設なのです。それで生きるっていうのが、人が生まれてから死ぬまでですが、例えば、赤ちゃんのときには、乳幼児のお話し会や子供へのサービスとかありますが、それってみんな子供の社会性を育てる、子供自身が使える社会施設でもありますので、子供の社会性を育てていくというふうな役割も担っています。

学び、楽しみ、それからいろんな情報を得るためのすごく大事な機関。それで図書館っていうのは全国でネットワークを持っていますから、それこそ国会図書館の本もそ

れから、非常に離れた北海道の例えば小さな町の図書館でも、必要があればお互いに協力し合って、本を提供するっていう役割を担っています。これって、やっぱり公的、これが実現したのは結局図書館って今まで全部が役所というのか、公共機関が担ってきましたからこそ実現したサービスだと思います。

それと公共が担ってきたから、図書館サービスのノウハウっていうのを全部公開します。これは実際に経験した話ですけど、例えば一番先に自治体で指定管理を導入した北九州市、この北九州市の図書館を見学しに行ったときに、全部その事業者が違うのです。指定管理者でいうところの企業秘密ということで、指定管理者が持っているノウハウを公開しない。なぜなら、それを公開してしまったら、次の競争入札で負けてしまうからです。だから、そのノウハウの囲い込みっていうのが起こります。だけど公共でやっているとそれを惜しげもなく出すから図書館は発展することができた。全体的にサービスの水準が上がってきた。自分のところが、うちはこうやって、すぐよかったら、それを研究集会で発表する。そうすると、うちもやってみようと思う。結局そのノウハウを囲い込んだりはしません。図書館というのは公共性がよく言われますけど、公平性とか中立性とか安定性とか、こういうのはやっぱり官だからこそ、今まで維持できてきたことだと思います。

それともう1つ図書館というのは、本を借りるだけじゃない。人が生きるということをも全面的に支援する。それから役所の1つの機関として、行政課題の解決、行政課題をちゃんと達成していくために図書館は力になれるのです。

これは鳥取県の元知事で、総務大臣を務められた片山氏、あの方は図書館を非常に大事にしてらっしゃって、鳥取県では、図書館が例えば地域の企業支援をする。その企業支援をするということで、後で税収となって返ってくるということもあります。

それから、Iターンによって鳥取に人を呼び込もうと思ったとき、図書館で説明会を行うといろんな分野の人が集まるのです。だから効果があると言っておられました。

それから、Iターンに関する資料を置くとかすることもできます。

それから、自治体なんかで医療費の例えば高齢者の医療費の増大とかが課題になっていますが、一番いいのは高齢者に元気になってもらうことです。医療費を使わないでいいように、そういう時に図書館が資料とか会場を提供して、高齢者の例えば健康教室を開くとか、図書館で行うと、いろんな人が来るから、やっぱり結構人が集まります。いろんな層に訴えられる効果もありますので、そういうことに貢献できます。

それから身近なゴミ問題ということについても、一人一人の自覚っていうのか、一人一人が賢くならないと、ゴミについて「ああ、そうだなあと思ってもらわないと、役所が旗振って「ああしなさい、こうしなさい」では感じません。そういうときに人の意識を変える。図書館でそのごみ問題についての講座を開くとか、資料を提供するというような形で、一人一人に自覚を持ってもらう役割も果たせます。行政課題の解決についても大きな力を発揮できる。そういう機関なのです。

指定管理になると期間が限定します。大抵が3年から5年。業者が変わると、また

その蔵書傾向っていうのも変わります。

また、図書館の自由っていう言葉があります。これは図書館資料収集の自由、要するに図書館がどの本を購入するかとか集めるかっていうのは、図書館が決めることであり、それから資料を提供するのも、誰に貸して、誰に貸さないということはせず、公平性とか平等性が図書館の使命ですから、そういうことも図書館が決めることです。それから利用者の秘密を守るっていう条項があります。図書館には個人情報があるものすごくたくさん集まっています。貸出をして、その貸出記録、誰がどんな本を読んだか表面上は消えるようにはなっています。しかしながら、コンピューターに入っているデータは蓄積されており、それは使おうと思ったら使えます。

例えばツタヤ図書館、CCC という会社が指定管理者となり、カードを使って図書館で本を借りたらポイントがつくようにしていますが、コンピューターに入っているデータがある限りは取り出そうと思ったら取り出すことができます。だからそういうふうにすると、利用者情報が、流出の可能性がなきにしもあらずとなります。それから図書資料を貸し出しするために本を買うのですが、ある指定管理業者が図書館の開館のための資料を買ったときに、自分のところの売れ残りの資料を紛れ込ませた事例がありました。

それから指定管理になっても、サービスが向上して、お金が安くなることは絶対ありえないので、結局、図書館っていうのは図書館法で、利用に関して、いかなる対価も徴収してはならないという条項があって、図書館利用でお金を取れないことになっているので、そうすると儲けるところ、利益を出そうと思ったら人件費を削るしかないのです。

定着しないから、働いている人の中に、図書館サービスについてのノウハウが蓄積されていかない。それで、聞いてもわからない。直営から指定管理になったときに感じますけど、簡単なことにも答えてもらえないっていうふうなことがあります。ベテランの人だったら、すぐにさっと答えが返ってくるようなことでも、時間がかかるということがあります。さっきレファレンスの話がありましたけど、簡単に「わかりません。」、「ありません。」それで終わってしまう。でも、ベテランの司書だったら絶対にそんな簡単に「わかりません。」、「ありません。」とは言いません。図書館って全国的にネットワークを組んでいるので、その人が読みたいものだったら絶対探します。探して、離れたところが持っていたら「そこから借りましょうか。」と言ってくれます。でもそうでなかったら、「ありません。」で終わってしまっただけで、大抵の人は、「ありません。」と言われたらしょうがないなあと思いますが、そうではなく、「その人が必要としている本は草の根を分けても探し出そう」という、図書館界での言葉がありましたが、探したら結構、探せるものです。そうやってでも、この情報を知りたいって言われたら、頑張って探して提供します。

1つは職員の資質の問題、知識が蓄積されるっていうのか、そういうのがなかったら職員は、「ありません。」、「わかりません。」で終わってしまう。

例えば、北海道のどこかの図書館から本を借りようと思ったら、往復費用がいります。また面倒です。だから、実際に本を探して梱包して、発送してとか、結構面倒だから、そうすると、やってもらえない。「ありません。」で済ました方が簡単になりがちです。それと図書館は教育機関ですよ。公共の教育機関として限られた予算を効果的に使うのは、どの本を買えばいいか、それは本の情報をちゃんと知っていないと選べない。それから過去にどういう本を買ってどういう本がこの図書館には所蔵されているのか、そういうことも必要です。指定管理者だと、3年から5年、長いところ10年ぐらいで変わることがありますので過去に、ここの図書館でどんな本を持っていてここの住民がどのような図書館の利用をしていてというようなことが、一人一人働いている人に蓄積されていかないので、そういう面でも問題があります。

それから費用の点でも、よく指定管理にするのは安上がりになると言われますが問題があります。ある市が公共施設の面積を2割減らすことに対して市民が今すごく反対運動していて、なかなか進んでいません。図書館がただ単に本を貸している施設だったら、安い方がいいと思うかも知りません。まず借りてもらうには、どんな本を買って、どんなふうに、ここの住民のために、どういう本を買えばいいのかということ。そこからまず考えて本を選んで残していく。これをずっと後世の人に残していこう。うちのここの蔵書の強みは何で、だから、今年はこれにしよう。ここが弱いから次はどういうものを買って、ということを普通考えて本を買っています。そういうことが、指定管理になると、継続していかない。安定していかない。いろんな意味で、指定管理はお得ではないと私は思います。今経費がどんどん上がっていて、結局、儲からないので、さっき言いましたように人件費を削る、だから、いい職員が育たないのです。

それからもう1つ消費税のことです。消費税、これは直営でやっていたら消費税はかかりませんが、指定管理にすると消費税の納税義務が発生します。これは馬鹿にならない。本を買うのも、指定管理者になってだんだん減っていくから、人減らさなければいけない。でも何が大事かということを、そこで何が必要かということを考えてもらわないといけないと思うのです。

今日の活動報告でもありましたが、例えば、今、子供の人口よりも、お年寄りの人口の方が増えていますけど、そうしたとき、お年寄りに元気にしてもらおうと思ったら、その年寄り自身が生きがいを持って、体力もそうですが、運動もそうですが、そういうことを奨励するって言ったとき、やっぱりその図書館って誰もが使えるところなので、非常に大事な施設になると思います。むしろ削るよりは、図書館を活かして、例えば行政課題を解決するときに図書館を使うとか、それから生き生きと元気なお年寄りにたくさんなって欲しいと思ったら、図書館を1つの拠点として、お年寄りに来てもう。図書館をよく利用するお年寄りが言っているのですが、「図書館ができて助かっている。図書館へ来るということだけでも運動になる。」それから、図書館に来て時々お孫さんのために本を借りたり、それからお嫁さんのために、お料理の

本を借りたりして、「すごく感謝している。だから図書館非常にいいよ。」って言っていましたが、むしろそういうふうな意味で使う方が、自然体で、私は役に立っていると思います。

費用対効果を考えると、むしろ高いというふうになると思うので、公共施設のマネジメントというのがありますが、減らすのではなくて、むしろ図書館を活用して、市民全体に喜んでもらう、そういう方向にいった方が税金の使い方としても、私は絶対にいいと思います。ちょっと長々とすいません。以上です。

会長：ありがとうございました。すごく詳しく説明していただきました。

蛇足になるかもしれませんが、私がたまたま手にした資料がありまして。広島女学院大学の先生で岡山市立図書館に長年勤務されておりました田井郁久雄さんという方が、「図書館における指定管理者制度の現状と今後」という討論会みたいなものがあるって、その中で発言されていることで、先生の話では、「どの図書館も専任の職員数がガタ落ちに落ち続けています、資料数も落ちています。」ちょっと飛ばしますけれども、「多分その市の図書館を運営する側からの一番問題視されるのは、経費があるから、これをどう節約したらいいかで、民間委託ということも検討する事が言われているかと思いますが、近年民間委託された、その金額というものが年々上がっている。それをたくさんのデータをもとにして、決して委託をすれば安上りになるということではなく、近年施設管理など、民営化された図書館で経費が大幅に増えていって、民間委託することの弊害もやはりある。そう考えると、直営で運営することは少ない経費で高いサービスが可能になるということである。こういったことを可能にするサービスの仕方を追及することが大事だと私は思っています。」と述べられています。それともう1つ羽曳野は、文化遺産とかそういうものの資料があります。そういうところの図書館というのは、その地域の郷土資料、そういうものをきちんと蓄積していく。そういう大事な役目を担っています。こういう郷土資料の収集や作成は、本来、中央図書館クラスであればどこでもやっているのが普通であって欲しいのですが、私が各地で見学した指定管理の図書館ではほとんどやっていません。こういうことが起きると、よそからの見学者があつたりした時に、地元の図書館がそういうものを保有していないし、説明するような職員もいないということではとてもはずかしい事ではないかと思います。田井先生の話の中でありました、直営で運営するということが高いサービスを可能にするということは、要するに、委託すると、その間、情報の継承が途絶えます。公共であると常に継続されてそのノウハウはすでにオープンにされているから、誰でも利用できるし、さらに新たな知識の蓄積、知恵を加えながら、進歩していけるということだと思います。だからこそ、本当に直営の図書館でなければいけないと、私たちは考えたい。そういうことでありたいと思っております。今のお話とか、先ほどの委員のお話とか聞いて、ご意見とかご感想などありましたら、ぜひお聞かせください。この質問を出してくださった方はどなたでしょうか。

事務局：これまで、図書館協議会から数年に渡り市へ意見書の提出があり、直営を望む意見をいただいておりますが、なぜ直営がいいのか理由が記載されていないことから、質問をさせていただきました。先ほど申し上げましたように羽曳野市として今こうだという方向性はないわけです。当然直営ということも、選択肢ですけど、もう1つは指定管理、これも選択肢です。例えば、指定管理制度を考えた場合、近隣では松原市、それから大阪狭山市で、もっと大きなところでいいましたら、先程の図書館ネットワークの話しをしていただいたのですが、ネットワークの根本と言いましょか、中枢を担っておられる大阪府立図書館、大阪市立図書館の両図書館はもう10年ぐらい前から指定管理をされています。そういったところも踏まえたと、例えば指定管理がうまくいっているところもあるかと思います。先ほどお話しいただいた委員におかれましては元府立図書館に勤務なさっておられたということでございますので、大阪府立図書館の指定管理についてご意見をお聞かせいただければと思います。先ほどのお話の中で、そこで勤務する人が変わってしまうというところについて、そこまで詳しいこと存じ上げないのですが、すっかりそのままA社から、B社に移って、そして明日からB社になりましたから、A社の皆さんが辞めてしまい、B社の人が乗り込んできて、運営するというのは、これ本当に不可能な話だと思います。誰が考えてもそういう仕事のやり方というのは、去られる方もそうですが、入ってきた方も、この日からB社が、社員として入って運営しますよってというのは難しい。当然引き継ぎがきちんとされなければいけません。それに加えて、例えば、雇用の話、今まで勤めておられた方が、継続して雇用がされるのかどうか。引き継ぎが、きちっとされていくのか気がかりです。

ちょっと前に話がもどるのですが、大阪府立図書館や大阪市立図書館がかなり前から指定管理制度を導入されていて、本市でも本を貸していただいたり、相互貸借させていただくとか、また情報を共有させていただくとか、そういう図書館ネットワークの中でいろいろご指導いただいたりしていますが、懸念されるところがあるなら、教えていただけたらと思います。

会長：ご説明をお願いします。

委員：大阪府立図書館が一部、指定管理っていうのを導入していますが、これは図書館の本体の大事な事業は、決してその業者任せにはしていません。主に庁舎管理、建物を管理するって部分で導入しており、レファレンスなんかは、職員が行っています。指定管理者は、貸出・返却を行っています。府立図書館に来る人は、いろいろ資料を調べるために来ますので、レファレンスなんかは半端じゃない。だからその分はもう絶対に職員がやっています。例えば本を購入、どの本を買うか決めるのももちろん職員がやっています。それから子供に関するところは、貸出から登録まで全部、職員がやっています。貸出返却も含めて、職員が対応しています。丁寧な対応が必要だからで

す。

会長：ありがとうございました。

せっかくお集まりいただいております。各委員さん、感想なり、ご意見なり一言ずつちょうだいできますでしょうか。

委員：今の指定管理について、広くあまりわかっていないのですが、ただ、確かに、民間委託がいいものと、そうでないものと、どの世界にもあると思うのですが、一番大切なのは図書館の考えかなあと今のお話を聞いていて思いました。もしも民間委託になるようなときには、メリットしかおっしゃらないと思うのですね。

こういう辛口の、ご意見というのは表だって出てこないもので、こういうところでお聞きするか、自分で調べることができるかもしれないのですが、生きた声といいますか、こういうところでしか聞けないと思いますので、やはり一般の方に生きたそういうご意見が届くかというのと、とても思えません。やはり、図書館というのはいろんな意味で直営でないと実はこんなメリットがあります。実は、こんなデメリットがありますと、何年か経つとこんな大きなデメリットがありますといった時に逆戻りできないじゃないのかなあとは思っています。

委員：正直言って大変難しい問題ですけれども先ほどの委員の話を聞いているとなるほど、そういうノウハウの積み重ね蓄積が活かされていないといけないという話は、本当によく理解できます。

私、府立の植物園に趣味でよく出かけますが、ある時、指定管理者が変わったことによって、ガラッと様が変わりしことがあって、今まで私たちが利用するのに、ものすごくよかったなあと思うようなことが全く変わってしまって、あんなにいい植物園だったのに私、大変残念に思って、足が遠のいたということがあります。その感じは、これまでのいろんなやってきたことの積み重ねが、そこで、新しいものに変更して、結局、サービスを受けるものとしては、もうこんなものと諦めざるをえないような結果になる。今のお話を聞いていて確かにそういうことがあるなあというのが正直な感想です。ですから、ここの回答にあるように、指定管理者制度を導入することになる場合は協議会それから、市民のいろんな人の意見もやっぱり吸い上げた上できちっと判断していただきたいなあと思います。

それから、要望項目の3にある羽曳野市立図書館の未来像について、羽曳野市の考えが何も決まってないってところが、私はものすごく問題だと思います。やっぱりある方向性というものを持っていただくっていうか、示していただくということが大事です。これを読んでいると、結局、維持管理費の縮減とか、いろんな選択肢が削られていって進んでいくような、なんかそういうふうなニュアンスに感じられて、ちょっと気になっていました。難しくて、感想だけですけれど。

委員：本当に難しい問題であると思うのですが、民間委託がいいのか悪いのか。そういう賛成反対とかという話ではないのですが、この事業内容の中で、利用者数とかありましたけれども、利用者数っていうのは、本を借りた方の人数ということ。来場されて、そこで本を探して、その場で見られて帰られる人数は入っていない。僕は、実際そこにニーズがあるのではと、ちょっと思っています。そういう方々が、大勢来ていただくと、非常に活気があって、市民に愛される図書館になっていくのだろうなあということを考えていまして、これからの指定管理者制度を通すのだという話になった時に、これからだんだんと図書館司書の資格を持ってらっしゃる方っていうのも、人口減少によってだんだん少なくなってくる。羽曳野市の正規の職員の方々を図書館司書専門で、新たに雇うっていうのも、これからやっぱり難しい時代になってくるのではないだろうかと考えると、一方、指定管理者に任せていくというのも時代の流れなのかなあと思うのですが、そこに対して、諸手を挙げて賛成かということとやっぱりいろんな、おっしゃったみたいないろんな問題が起こってくることは想定していかなきゃいけないなあというところで、非常に私自身としても、メリット、デメリットを考えていかないといけないなあというところなので、拙速に判断できる問題ではないというのが本音なのですけど。この協議会を通じて、いろいろ皆さんからご意見をいただきながら、私自身も勉強していかなきゃいけないなあというのが、今の率直な意見です。

委員：私は府立図書館をよく利用するのですが、児童書の本棚に本がなかったの、カウンターの方の司書の方に場所を聞いた時に、指定管理者なのかあまり詳しくない方だったのか、少々お待ちくださいとレファレンスに時間を要したことがありました。利用者の時間を節約するってことも大事なサービスだと思うので、指定管理になると、そういうことはあるのかなあと思います。ただ、やはり図書館で、たくさんの利用者に満足してもらうためには、公共性とか、公平性とか、職員の雇用の安定性が特に大事だと思っています。やっぱり安定した雇用ではないとやる気とか、それから知識の蓄積とか、そういうのが途切れてしまうかなと、私は雇われている側から思っています。おっしゃるように、指定管理には基本反対ですけど、一方で松原図書館をよく利用しています。指定管理をしている図書館なのですが、公共だけでなく民間の考え方もサービスもありかなあと思う時もあります。高校生だけでなく、ご高齢の方も自習室をたくさん利用されていますが、図書館の利用自体は、ヤングアダルト世代には厳しいところがあるかなあと思っているのですが、自習室に子供たちがいることで、本に目が触れる機会も多く、そういう意味では素晴らしいなあと思います。羽曳野市も自習室を中高生や高齢者が利用できるような施設を作ってあげた方がいいのではないかと考えることもあります。

どちらにせよ、図書館に対する情熱とか、もっといい図書館、愛される図書館にしたいという気持ちを、指定管理者でも、公共図書館でも何か甘えることなく、いつも切

磋琢磨して、司書と関連する私たちは持っていかなければいけない。そのために、やっぱり安定性って意味では、指定管理者でなく直接雇用の図書館で、かつ、意識を高く持つ、そういう研修とか、雇用の安定とか、そういうことも考えて欲しいなあと思っています。

委員：私は図書館を利用させていただいて、いいなあと思ったこと。2つあるのですが、まず1つは、陵南の森図書館のおはなし会に行きましたときに、若いお母さんが小さな子供さん連れて来られて、そこに、多分図書館の司書さんだと思うのですが、一緒にお話しの本の前に来られて話をなさっていたのですが、どうも子供の本の選び方みたいなものについて質問されていたのかなあと思います。そういうことが気楽にできるのだったらいいなあと思いながら見ていました。

図書館の利用の仕方もいろいろあると思うのですが、誰でもが気軽に利用できる図書館というのがやっぱり一番だと思いますが、公立であれ、指定管理者であれ、努力はなさっていると思いますが、どちらにせよ、利用する一般市民の方が利用しやすい図書館になって欲しいなあと思います。

難しいことはわかりませんが、私も図書館の中でおはなし会をさせていただいている立場で、おはなし会のときに、あるお父さんと小さな子供さんが来られたのです。子供さんは1歳ぐらいのお子さんだと思うのですが、1歳ぐらいのお子さんっていうとなかなかストーリーのあるお話なんかは、聞けないといいますが、しっかり理解はされないと思います。私としましてはその「おはなし」っていうものを楽しんでいたいたらなあと思っていました。そのお父さんがすばらしくて、ちょっと難しいようなお話でも、子供さんを膝に乗せて、いろんな動作のことなんかと一緒に、子供さんとしているのですね。それはすごくいいなあと思って、子供さんもすごく楽しそうにお話の内容はよくわからないにしても、お話って楽しいなって感じていただいたなあと思います。すごく、いい場面を見せていただいたなあと思います。図書館っていろいろな利用の仕方があると思うのですが、公立であれ、民間が入るにしろ、そういう一般市民の方が使いやすくなればいいなあと思っております。

委員：幼稚園・こども園園長会園長代理会代表で来させていただいております。難しいお話は分かり辛いのですが、子供たちを連れて図書館などへ出かけたときに、子供たちがちょっと自由な時間で好きに絵本を選んだりすることがあるのですけれど、そんなときに、なんかすごく面白い絵本とかを、「先生！」と言って持ってきてくれたりして、子供だって自分で選んだらこんな楽しそうな、私の知らない何か、すごくいい絵本を選んでくるんだなあなんてちょっと感心していました。よくよく図書館の中を見ても、子供の取りやすい、何かこう棚というか、目につくあたりに、やっぱりその季節の絵本が並んでいたり、子供が「何だろう？」新しい本というのですかね、私が知らない、「何かこれとっても面白いやん」っていうような絵本が、子供が手に取

りやすいところにさりげなくこう置いてくださっていて、それを子供たちが自分で選んだりするのです。もしかしたらこういうのが、図書館の司書の先生方とか、職員の方が、日々の中で作ってくださっている環境なのかなあというふうに感じることがありました。

民間になったら悪くなるということだけではないかもしれないのですが、やはりそういったことさえ、先ほどのお話にあったような、公共性であるとかやっぱ公平性であるとか、そのノウハウの蓄積っていうのは、やはりずっとこう、公共施設としてつなげてきたものが結構大きなものかなあということは、何となくお話を聞きながら思いました。

委員：学校教育として校長会代表で参っております。よろしくお願いします。

今回のテーマっていうか今の話題だけの話でいくと、先ほどの委員のお話を伺って、僕も学校図書館の担当者として行政に関わっていた、教育行政に関わった時期も長くあったので、その頃のいろいろな体験したこと、いろんなことを思い出して、やっぱり、一番初めにおっしゃった、「公共図書館の役割って何ぞや」というところがやっぱり一番大事かなあと思うし、官でやっているからこそ、羽曳野市の強みで、学校図書館との関わりで言えば、その学校図書館と公共図書館との連携の強さというのは、もう全国に誇れる仕組みがあるっていうことはやっぱり民間ではない、直営だからこそできたと思います。もう今から20年ぐらい前にできたっていうことなので、それがずっと今も継続できていることが、本当に素晴らしいことだなあというふうに思っています。

今、学校現場で、小学校ですけど、司書の方が、常駐でいてくれるというのも全国に誇れる仕組みですので、そういうあたりでも、民間ではないからこそ、先ほど継続性安定性とおっしゃいましたが、その辺がやっぱりあるっていうことが1つ大きな羽曳野市としての特徴でもあるので、ぜひその辺りを踏まえて、判断をしていただきたいと思います。

羽曳野市の大きな特徴としてもう1点は、世界遺産を持っていることです。書籍の資料だけではなくて、やっぱりその地域の文化財を含めた資料を保管したり継続したりしていくのも、公共図書館の役割なのかもしれないので、そういう意味では、安定した継続性が必要なのかなあと思いますし、そういう視点もしっかり持っていただいた上でのご判断をしていただきたいと思います。

生きるための図書館っていう話があったと思いますが、本当にそうで、図書館のこといろいろと僕も学んだ時期があったので、その時に一番、印象に残っているのは、市民性を育成する場所が図書館ということです。これは学校図書館教育の中での文脈でお話されて、いわゆるシチズンシップを育成していく場が図書館、違う言葉で言えば、人権の感覚を体験的に身につけていく場所。大きなそういうウエイトを占めるのが図書館なのかなあという気持ちを持っています。ましてや羽曳野市は「人権擁護都

市」を宣言しているので、そういう視点も含め公共図書館はどうあるべきかなっていうことは、今後考えていただけたらなあと思っています。

副会長：ありがとうございました。

先ほどからお話しにありましたような、図書館がどういうあり方であるのかっていう話なのですが、鳥取県の片山前知事がすごく図書館に力を注いでいるっていうところを私はたまたまなのですが、今年、それを目にする機会がありました。境港市立図書館に今回行くことがありまして、その図書館を作るに当たりまして、市民運動として境港に市民図書館を作ろうという、そういう会がありました。支援をする会というのがありまして、その発起人をされていた先生にお会いしに行きまして、お話を聞く機会がございました。そしてその先生の紹介で、境港市立図書館に行かしていただくことがあって、隅々まで見学をさせていただきました。

その時に私が見ました図書館っていうのは本当に素晴らしい図書館で、子供たちの話し会、子供たちにサービスをする場所もすごく気持ちのいい日の当たる場所にありました。あとですね、配架に関しましても本当に工夫を凝らした配列がされていました。そして先ほどですね、他の委員の方からお話しがありましたように、そこに若い人たちが足を運ぶ図書館であつたらいいっていうことも実現されていました。

図書貸し出しのスペースと別のところに、学習室みたいな、学習スペースっていうのをきちんと設けてありました。そこはまた別に予約をして使える学習室っていうものも、また別のところに設けてありました。そういうふうにしてただ単なる貸し出しの場所としてではなく、市民がそこで集い、また自分自身の情報の収集ですとか、学生さんにおいてはやはり勉強です。社会人におきましては自分自身の職業や、様々なスキルアップのためにその図書館を使いその時すぐに読みたい本をすぐに手に取れる状況の中で、長時間、図書館にいて、そういうことができるという空間のある図書館を運営されていました。それはもちろん公共図書館です。境港市が、そういう直営でされている図書館ということですので、民間でなくてもできるということを目にしました。あとですね、官民との提携っていうことで言いますと、建物に入って一番目立つ場所に、ものすごく大きな模型ですが、マグロの頭がポンと置かれていました。何だこれと思って見ていたら、すぐその次の週ぐらいに港でマグロ祭りやりますと言って、大きなポスターが置かれていまして、それは漁協との連携ですが、民間企業もそこに加わっていると思いますが、そういう企画があります、こういうイベントありますよとそれに関連する本ですね、マグロの漁船の本だとか様々な本がそこに置かれていて、興味をそそられた人はそこで本を借りることもできます。その他に様々なところにちょっとしたそういう展示スペースがあって、趣味のこととか、ハーブのこととか、スポーツのことという形で誰もが、いろんな人がすぐに自分が知りたいなあと思ったことがすぐにその場で、ちょっと見えるっていうような様々なテーマの展示をあらゆるところにされていました。だからこういうふうに工夫をすれば、本当にこうい

う生きた図書館っていうのができて、やはりそこにいらっしゃる方は本当にたくさんの市民の方もお高齢の方から本当に赤ちゃんを連れてご家族づれや若い方もたくさんいらっしゃいました。そういうのを目にしたときに、公共図書館にもやりようによってはすごく可能性があるということを私は目の当たりにして帰ってきました。今の図書館でどこまでができるかっていうとやっぱり設備のこととか予算のこととかってすごく限界はあるとは思いますが、行政が図書館に対して、未来への投資だっていう思いを持って、しっかり予算をもっといただいて、もし、今後ですね、複合施設の中に新しく図書館ができるのであれば、そこに行政がやはり覚悟を持って予算をつけていただいて、未来に向けての図書館っていうのを作っていただきたいと思います。実際にこれできるということが、鳥取では証明されていますので、本当に幻想ではなく、それを実現させていただけたらいいなと思って、今日その話を聞いておりました。

会長：ありがとうございます。

他にご意見などありませんか。

委員：別件で意見というか質問ですけども、別紙の方の回答の資料ですが、議事録に公開されるものなのでしょうか。

「令和５年度第２回羽曳野市立図書館協議会における質問及び令和６年３月２７日付意見書の要望項目に対する回答」、両面刷りのものです。

事務局：そうですね令和５年度第２回の図書館協議会におけるご質問いただいて、こちらの回答につきましては、会議録の方に掲載させていただきました。

もちろん本来であればその場でお答えさせていただかなければいけなかったのですが持ち越しをさせていただいたということもございますので、もちろん掲載させていただきます。

委員：いや、であるならば、もう少し文言に配慮をするべきかなというのが、意見としては持っています。というのは、障害者サービスに関するところの回答の２点目のところ。視覚障害者のうちってということで視覚障害者の方からの説明が入っていて、大活字本を目につけやすいところにしたとか。読む人が読んだらわからないのではないかなって感じるのかなあと、ちょっと僕はちょっと引っかかっています。

事務局：ただいま委員の方からご指摘いただきました点につきましては、私もお聞きしまして、当然のご指摘だと受けとらせていただきました。掲載にあたりましては当然この文面そのままということではございません。

会長：ご配慮した上で、今日の回答も、ぜひ議事録に上げていただきたいと思います。

事務局：はい、配慮の上、上げさせていただきます。

会長：よろしくお願いします。

委員：すいません。

この意見書についての回答の要望事項の2ですね、指定管理を導入することとなる場合は事前に図書館長から図書館協議会へ協議の場を持つということになっておりますが、このタイミングです。もう決まってから、実はこういう話になりましたと言っても協議会に持ってこられて駄目ですと言っても、いやいやもうこれは決まっていると言われたら意味がないのです。ですから、どういうタイミングで、こちらにちゃんとお話が来るのか、例えば指定管理制度導入ということになりますと議会の承認が必要になるのですかね。すると議会にかけられる前ですよ。その段階では、少なくともお知らせいただかないと、どうしようもないのかなあというふうには思っておりますので、この辺のところちょっと、どの段階で協議会において協議していただけるのかってことは、はっきりしていただきたいと思っております。

事務局：はい、そうですね、どの段階どのタイミングっていうのが正直私の方でも現在このタイミングっていうことを明確にお答えするのは、大変難しいです。やはり指定管理における手続き上のプロセス、当然、議会でのご承認というのにも必要になって参りますし、それにつきましても、もちろん、図書館協議会において協議をさせていただいて、それに対して本日いろんなご意見を出していただいたようなご議論をいただくこととなります。ただ、一定の方向性が出ないことには意見をお願いしますって言うても、ただ何もないところで、意見出してくださいって言うても、それは出しようもないと思いますので、こういった形での一定の青写真といいますか、どこまでそれが、開示させていただけるのかわからないですけど、ある程度その青写真的なものに対するご意見をお出しくださいというふうには、なるのかなあというふうには思っております。そこで賛成反対を論じるっていうところが、正直できるのかどうか、私もわかりませんし。

例えば委員の皆さんの中で、過半数が賛成、過半数が反対というところで、それがどのような形で、進められていくのかっていうのは、ちょっとそこは我々も勉強させていただかなければいけないのかなあとは思っております。

ただ、こういうふうに決まりましたので、どうですかというふうな形ではないようにしたいと思っております。

会長：実はこの図書館協議会のこととは別に文庫連絡会で、要望書を提出に行きまして、教育長と生涯学習部長と中央図書館長に要望書を提出した時に、教育長の方から、そう

いう民間委託とか、そういうふうな話が出そうになったときには、必ず早々に連絡をし、隠し立てするようなことはしません、協議していただくように話を出しますっていうことを明言していただきました。部長から、もう一度そこら辺のところご返答いただけないでしょうか。

部長：話が出た段階で連絡させていただいて、そのタイミングによっては、今は年2回協議会を開催していますけれども、臨時で開催させていただくようになることもあるかと思っています。

会長：お願いします。

皆さん他の方、ご意見もございませんでしょうか。ではこれで、協議会の意見交換としては、おしまいになります。進行そちらにお返しいたします。よろしくをお願いします。

事務局：本日はご議論をいただき、まことにありがとうございました。
最後に部長よりご挨拶を申し上げます。

(部長あいさつ)

事務局：それではこれもちまして、令和6年度第1回羽曳野市図書館協議会を閉会いたします。
ありがとうございました。